

5月定例教育委員会議事録

平成24年5月8日(火)10:00~

委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成24年5月定例教育委員会を開会します。よろしく申し上げます。教育総務課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明 教育総務課長

教育総務課長 はい。それでは、お手元の日程表をご覧ください。本日はまず、一般報告が教育長からございます。続きまして、議案といたしましては、議案第1号平成25年度鳥取県立高等学校入学選抜日程につきまして他3件でございます。続きまして、報告事項でございますけれども、鳥取県教育委員会指導改善研修教員審査委員会委員の委嘱について他6件でございます。それでは、よろしくお願いいたします。

委員長 はい。続いて、教育長から一般報告をお願いします。

2 一般報告 教育長

教育長 はい。昨日、博物館のほうから連絡がありまして、今、展覧しております柳宗悦展の入館者が5,000人を超えたということでありまして、予定よりかなり早いですね。喜んでおります。

さて、先回の教育委員会以降の取り組みにつきまして、一般報告として報告させていただきます。1枚ものを用意させていただきました。4月19日に倉吉で、県の小学校長会の理事会がございました。この場に行きまして、この少人数学級導入の意義、あるいはこの進め方、全国にも誇れるシステムを生かした学びの質を高める取り組みを進めていきましょう、ということをお話しをいたしました。

それから、4月19日、24日、5月8日、今日でございますけれども、年度当初にあたりまして、各教育局の局長さんとしっかりベクトルを合わせることが大事だと思っておりますので、時間を掛けて今後の方向性について議論を深めております。

4月20日、県立学校長会で、この小中学校の少人数学級を生かした学びの質を高めることについて、高等学校でも今年度10校を学力向上推進の指定校にしますけれども、全体的に取り組みましょうという話をいたしました。

4月23日には、教育委員会の職員も変わりましたし、体協との意見交換も大事だと考えておりますので、第1回目の意見交換を持たせていただきました。

4月24日、バーモント州の青少年交流を担当されている方が来県されました。知事にも面会されました。私のほうには、この3月、本県の高校生たちがバーモント州を訪問したわけですが、向こうからなかなか来る段階になっておりません。いろんな形で、経費的な支援をお願いしたい

というような要請がございました。

それから、4月25日であります、浦安小学校に学校訪問に行かせていただきました。26日にも郡家東小学校に行きましたが、今年度から新たに配置しました体育専科教員が、どのように学校の中で動いているのかということを実際に見に行きました。始まって2回目、3回目というところでしたし、まだ子どもたちと人間関係が十分に築かれていないという中でありましたが、よくやっていたと思います。校長先生も非常に良い仕組みだということをおっしゃっていましたので、私もこれからも何回か行きたいと思ひますし、各教育局のほうも絶えず出て行って、これを良い形にしていきたいと思ひております。

4月26日には、大阪府埋蔵文化財センターの理事長さんがお見えになりました。本来ならば、こちらからご挨拶に向かわなければいけないのですが、来ていただきました。この山陰道の発掘調査、なかなか人員が足りませんで、今、大阪府の埋蔵文化財センターから3名の職員を派遣していただいております、それでようやく回っているような状況であります。来年度も引き続きご支援をお願いしたいということで、お願いをいたしました。

4月27日には池田家墓所保存会の理事会、これも財団法人から公益財団法人に変わった第1回目の理事会ということでございました。

東日本大震災避難者等総合支援会議がございまして、教育委員会として引き続き、当面1学期間ですね、5、6、7の3カ月間にわたりまして、それぞれ1週間ずつ3名の教育相談員を派遣するという報告いたしました。

4月29日、むきばんだ史跡公園グランドオープンセレモニーがございました。この平成11年に史跡に指定されてから、ずっと整備を続けてまいりました。22年にガイダンス施設ができましたし、昨年は遺構展示館という、住居跡をそのまま展示する展示館と、弥生の邑を復元いたしました。この4月には発掘体感ひろば、発掘体験できる空間と、それから弥生の森を復元しまして、一応、第1期整備の形が整ったということで、グランドオープンということで、オープニングを行いました。知事にもご挨拶いただきましたし、委員長には特設舞台上がっていただきまして、弥生人になっていただいて、物々交換をするというシーンがございまして、「猪がほしい」とおっしゃいまして、これだけの物では猪は換えられないと。じゃあ、このあたりの肉ということで、大サービスをして肉を受け取られたということで、非常にやり取りおもしろかったですね。多くの入館者で賑わってございました。

それから、昨日から、この事務局の所属長、それから県立学校長との期首面談にかかっております。以上でございます。

委員長 はい。いろいろと活動されたようですね。

では、議題のほうに入りますが、本日の署名委員さんは岩田委員さんと若原委員さんをお願いします。

では、議案第1号について説明してください。

3 議事

[公開]

議案第 1 号 平成 25 年度鳥取県立高等学校入学者選抜日程について

参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 はい。高等学校課でございます。議案第 1 号平成 25 年度鳥取県立高等学校入学者選抜日程について説明いたします。カレンダーのほうをご覧いただいたほうが、より分かりやすいかと思しますので、1 枚おめくりくださいませ。

平成 21 年度入試からの過去の 4 年間、そして 25 年度入試の案をカレンダーの形で示しております。基本的な考え方としましては、中学校における授業時間をなるべく確保したいという思いで、最大限のところ、後ろまで引っ張ってまいりました。下のほうからご覧いただきます。なお、カレンダーが平成 24 年度入試についてはうるう年で、2 月 29 日まででございますので、ずれております。25 年度入試、赤の線は通信制課程の募集・出願の時期でございます。その終わりを 3 月 28 日と設定をし、そこからさかのぼって再募集の合格発表の前日。ここで一般入試・再募入試で万が一、県立高校を不合格であった者が、通信制課程においても出願をできる余地を残しております。そこからさかのぼりまして再募集入試の 3 月 25 日、そしてその出願を 3 月 21、22 日。このところが、高等学校の終業式と再募出願の締め切りが重なりますので、高校の事務作業がなかなか大変かと思えますけれども、できるだけ後ろにしたいということで、例年より変更しております。そして 3 月 15 日の合格発表、そこからさかのぼりまして採点等事務手続き、事務処理等の日数を丸 4 日間確保しまして、一般入試学力検査を 3 月 7 日、面接検査を 3 月 8 日と設定をいたしました。

過去と比べまして最大限、中学校の授業時間を確保したものでございます。そこからさかのぼりまして、志願変更を 2 月 27、28 日。これも高校の卒業式の前の日までの志願変更ということで、過去に例はございませんけれども、何とかいけるであろうというふうに考えております。

さかのぼりまして一般の出願、そして一般の出願の 3 日前に推薦の合格者内定をいたします。この期間を空けておりますのは、万が一推薦で不合格であった者が、一般に気持ちを切り替えて出願するための時間的な余裕でございます。

さかのぼって 2 月 13 日、推薦入試、これも中学での授業時間の確保、そして、できるだけ一般入試に向かう雰囲気を持続するという意味で、最大限の遅い日程としております。以上でございます。

委員長 いかがでしょうか。

教育長 これまでで一番遅いということだね、推薦も一般もね。うるう年でちょっと表が見にくいですけども。

委員長 教育委員に就任してから、ずっとそのことをお願いしてきたのですが、入学への準備等で、とても間に合わないということを強く言われまして、ちょっと諦めていたのですけれど、それを高等学校課長さんが、中学校の授業数を最大限に確保するというその思いで組んでいただいたということは、大変私は嬉しく思います。本当にいい日程を設定してくださったと思っています。

教育長 できる限り、あとの日程に影響がないギリギリのところまで延ばすというところで、1日でもずれるだけでも意味が違うと思いますね。

委員長 はい。大変素晴らしい案だと思います。よろしいでしょうか。

委員 1点確認なんですけど、ご趣旨、非常によく分かります。それで、日程がタイトになることで、採点とかの部分でミスが起こらないようにということを考えたときに、再募集の入試から合格発表までが、平日が中1日あるということと同じなんですけど、もし何か大変だったときに、昨年度の場合は一応、土日を挟んで余裕があったかなと思うんですけど、その辺の部分というのは、中1日で問題はないということになりますか。

参事監兼高等学校課長 昨年度の場合で、土日を挟んでおりますけれども、この土日で何かの業務をしなけりばならなかったということは聞いておりませんので、平日1日で十分かと思いません。

委員 分かりました。

委員長 他に何かご意見等ありますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第1号は原案のとおり決定しました。

続いて、議案第2号について、説明願います。

[公開]

議案第2号 平成25年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針に係る出願資格 について

特別支援教育課長 説明

特別支援教育課長 議案第2号平成25年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針に係る出願資格についてでございます。高等特別支援学校の入学者選抜方針につきましては、平成23年10月の定例教育委員会で定めたところでございます。このたび、表記上の正確さを期することによって、一部追加表記をするもので、提案させていただきます。

その内容につきましては、この入学者選抜方針の3番、出願資格のところでございます。ここに新旧対照で示しておりますが、旧で記しておりましたところに、括弧で「ただし同規則150条各号のいずれかに該当する者を除く」と、この部分を加えるというものでございます。4ページにこの規則の150条を示しております。150条は大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を定めたものでございます。

95条、上のほうでございますけれども、95条につきましては、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を定めたものでございます。

最初に返っていただきまして、3番の出願資格の(1)、一番下のほうに書いてございますけれども、ここに括弧で「高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く」ということを記しておりますので、この整合性を図るためには、その新で示しておりますように、括弧書きの同規則150条の、「各号のいずれかに該当する者を除く」と、これを加えたほうが正確であるということで、このたび提案するものでございます。以上でございます。

教育長 なくてもいいんですけども、ただ高校卒業した者は受けられないということ（１）で言っていますので、それをきちんと補完する形でこういう表現を加えていたほうが、より完全なスタイルになるだろうということでの追加表記です。

委員 すみません。文字校レベルなんですけど、３の出願資格の１行目では、知的障がいのがイの字が平仮名になっていて、次では、これは法律の用語との統一の中で障害のガイの字が漢字になっているのだと思うんですけど、２ページの上から３行目の改行したところの知的障害者、これは、この指導要領との整合性の関係でですかね。

教育長 方針のほうですね。

特別支援教育課長 学習指導要領で国のほうはまだ漢字ですね。

委員 では、それとの整合性でということですか。

特別支援教育課長 はい、そうです。

委員 はい、分かりました。

委員長 以前から出て来ていたものを、選拔出願をきちんと明文化するときに、この括弧書きを入れたというだけのことですよね、これはね。

特別支援教育課長 そういうことでございます。

教育長 新たに要素が加わったわけじゃないですね。補完して、補足説明という形ですね。

委員長 いかがでしょうか。はい。そうしますと、議案第２号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第３号、第４号、報告事項アについては、これは人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。異議がないようですので、そのように取り扱っていくことにいたします。

これより非公開とします。関係課長以外の各課長は退席してください。

[非公開]

議案第３号 鳥取県スポーツ審議会委員の任命について

議案第４号 鳥取県就学指導委員会委員の任命について

報告事項ア 鳥取県教育委員会指導改善研修教員審査委員会委員の委嘱について

委員長 以上で非公開の案件を終わりますので、これより公開としたいと思います。各課長を入室させてください。

それでは続いて、報告事項イを説明してください。

[公開]

報告事項イ 平成２５年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項について

特別支援教育課長 説明

特別支援教育課長 はい。平成２５年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項に

ついてでございます。この実施要項につきましては、入学者選抜方針を基に、各教育局のほうにもご意見をいただいたり、特別支援学校の校長、それから小中学校課、高等学校課のほうにも見ていただいて、意見をいただいて定めたものでございます。

めくっていただきまして、1ページ目でございます。募集生徒数等につきましては、くくり募集としております。あらかじめ、科ごとに募集するということではなくて、くくり募集をして、様々なものを体験させながら、専門とするものを定めていくというような形を考えております。

出願資格でございますが、(1)で示しておりますのが中学校卒業程度と、先ほど話をさせていただきましたが、高等学校等を卒業したものを除くということでございます。(2)で書いておりますのが、過年度卒業者を認めるということを(2)で示しております。

3番の出願手続でございますけれども、志願者対象相談会、必ずこちらのほうには参加をしていただくということとしております。

次に4番の調査書でございますけれども、後ろのほうの資料の中に折りたたみで調査書の様式を入れさせていただいております。従前の、知的障がい特別支援学校と大きく違いますのは、学習状況という、このだいたい左半分、ここを取り入れたということでございます。学習状況といいますが、中学校の通常学級から来られる生徒もおりますし、様々な生徒がおります。そういったことで、いわゆる教科ごと、通常の教科ごとで、各教科の評定を書けるようなところの欄と、その横には空白の部分がございますけれども、特に知的障がい特別支援学校においては評定はしないで、評価を記述で書くという形になっております。そのどちらにも対応できるような形で、この学習状況を書く欄を設けているというところが、この高等特別支援学校の調査書の特徴的なところでございます。あとの項目につきましては、現在、特別支援学校で盛り込んでおります内容を、ほぼだいたい入れているということでございます。

続きまして、元に戻っていただいて、2ページ目をご覧ください。出願時に提出する書類でございます。特別支援学校中学部の在籍者であるとか、あるいは知的障がいの特別支援学級の在籍者につきましては、特に提出書類は求めておりませんが、それ以外の方については療育手帳の写し、もしくは療育手帳を所持されていない場合には、その表の中に書いております3点セット、医師の診断書の写し、申告書、個別の教育支援計画の写しを揃えて提出していただくようにしております。

続きまして3ページ、4ページをご覧ください。諸検査及び面接でございます。諸検査等については、学力検査の1と2。学力検査の1のほうは基礎的な能力を見るもの。2のほうは応用力といいますが、応用する能力を総合的に見るものでございます。適性検査も1と2がございます。適性検査1のほうは、作業遂行に必要と考えられる能力を見るものでございます。2のほうは、対人関係の基礎的な適応能力等を見るものでございます。このような諸検査等を行います。

6ページ目をご覧ください。合格発表でございますけれども、12月20日ということで、他の学校よりも早くなっております。これは不合格となった生徒が、他の特別支援学校等に向かっていけるように、早くに合格発表をするというものでございます。

入学確約書、これは後ろのほうの資料の25ページに様式を示しておりますが、合格者については入学確約書を出していただくように考えております。この確約書を出していただきまして、募

集定員に満たなくなつた場合には、繰り上げ合格をいたします。

さらに7ページ目をご覧ください。それでも、まだ定員が満たないという場合には、再募集入学者選抜を行うこととしております。再募集の入学者選抜の合格発表は9ページに書いておりますが、1月30日としております。

10ページ目をご覧ください。自己申告書でございます。長期欠席や出席扱いであるけれども、何らかの理由で他の生徒と一緒に学校生活を送れなかった生徒等について、希望する場合は自己申告書を提出できるものとしております。これは、この生徒への配慮ということでございます。簡単ですけれども、以上でございます。

委員長 質問です。出願資格の中の知的障がい程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度の者というのは、これはIQとか、何か数字的なものは出ているのですか。

教育長 根拠資料をきちんと付けておいて。

特別支援教育課長 はい、分かりました。その22条の3で、特別支援学校に該当するものと、だいたいIQでも示されている場合があるかもしれませんが、ちょっと確認させてください。

委員長 数字的なものはなかったような気がしますけれども。一応、その就労促進のための高等学校ができたわけですね。それで、先ほどおっしゃったように、募集定員に満たない場合には繰り上げしたり、あるいはそれでも足りない場合には再募集をするというようなお話でしたが、そういう募集定員を満たすために、その卒業時に就労・就職が困難と思われるような子どもさんまでも合格させるということとは違いますよね。

特別支援教育課長 違いますね。

委員長 それは違いますね。ですから、定員が満たなくても、一応就労ができるということの前提での生徒さん、選抜、ということで理解していいのでしょうか。

特別支援教育課長 はい。入学者資格の部分と、それから、合格・不合格ともまた違いますので。まず入学資格のある者が受験することができるということでございますので、そこあたりの適性、そこから外れるような方を受験させるということにはならない、ということでございます。

委員長 はい。ここの2ページの出願方法の表を今見ているのですが、「上記以外の者」という欄がありますね、表1に。ここのことを、知的障がい以外の肢体不自由児学校とか、そういうところの在籍者、その下が知的障がいの特別支援学級以外の学級の在籍者というのも一応、該当するという具合にあるのですよね。

特別支援教育課長 例えば、自閉症・情緒障がいという学級がございます、中学校、小学校の学級の中に。自閉症・情緒障がいの学級の中には、いわゆる知的障がいのある方がいる場合と、あわせてそれがない方がいる場合とがございます。従いまして、知的障がい学級以外の方である場合は、その学級に入学していると、入級されているということをもって、知的障がいの証明にはならないということでございますので、ここに書いているような提出書類をお願いしたいということでございます。同じように、通常学級等におかれても、中には知的障がいのある方もいらっしゃる場合もございますので、そういった場合には、こちらの示しているような提出書類をお願いしたいということです。

委員長 はい、分かりました。それから、すみません、もう1つ質問ですけれども、この特別

支援学校の校長先生というのは、人事に関してですが、いつ頃任命になるのでしょうか。3月では間に合いませんよね。

特別支援教育課長 高等特別支援学校のことでございますよね。

委員長 校長先生。

特別支援教育課長 10月1日です。

委員長 そうですか。

委員 ちょっと手続きとは関係ないですけれども、1つ質問させてください。定員のくくり募集の関係もあるんですけども、これは宿舎のことは、全く無関係ですか。

特別支援教育課長 寄宿舍ですか。

委員 寄宿舍です。

特別支援教育課長 寄宿舍と無関係ではございませんけども、この中で何名かは寄宿舍に入舎して、学校に通うという生徒がおるとお思います。

委員 寄宿舍は何人でしたか。

特別支援教育課長 45名です。

委員 45名。十分、大丈夫ということですね。

教育長 3学年揃った段階でも45名という。

委員 45名、そうですね。

委員 合格発表というところが9ページにあるのですが、仮執務室と書いて、及びホームページと書いてあるのですが、その県庁6階で貼り出すのですか、合格者を。

特別支援教育課長 後ほど検討しますけども。本当は学校に貼り出すというのが通常なんでしょうけども、まだ学校に入れないという状況がございますので、この時点では職員は、この仮の執務室で職務をやっているということでございます。ですから、そういう普通の学校のやり方に準ずれば、そこが学校ということでございますので、そこに貼り出すとともに、ホームページということも併せてやろうかなと考えているところでございます。

委員 ホームページも独自のIDとかパスワードとかで見えるのですか。

特別支援教育課長 もうホームページはできておりますので、今でも開いていただければ、見ることができます。

教育長 今、委員がおっしゃって、考えたのだけども、これ、全県1区ですよ。1区で、しかもパソコンも持ってらっしゃらない方もあるかも分からないし、そう考えると、仮執務室というところまで見に来なさいというのは、何か非常に不親切な感じもするんですよ。

特別支援教育課長 おそらく、そういったケースは、近くの方でしたらあるかもしれませんが、ですからホームページのような形で出すのかなと考えているんですけど。

委員長 出身中学校長さんのほうには、どうなんですか。

特別支援教育課長 別途、通知は出させていただきます。

委員 じゃあ、通知も出されるという。

特別支援教育課長 もちろん、それは。でも、早くに出す場合は掲示したり、ホームページに載せたりしますので。

教育長 何か仮執務室という名前がすごく違和感があると思いますね。ちょっと名前、考えたほうがよくないかなあ。何か仮執務室という。1月30日だよ。

委員長 もう少し、本当に細かいことです、記述の。1ページの2番の出願資格(2)平成25年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業し、と書いてありますね。卒業の見込みとか、この文末の終了する見込みの者、この見込みの者が両方にかかるのですか。

特別支援教育課長 そうです。

委員長 ただ、ここには卒業の見込みというのは、ここにも見込みがあったほうがいいように思いますけれども。

委員 そのほうが分かりやすいですね。

委員長 それともう1点は、本当にこれも細かいことですが、2ページの表1です。一番下の段にさっき出ました「上記以外の者」、この上記以外の者のフォントをもうちょっと大きくしたほうが、上のことと並列して、下のポツは小さくてもいいですが、と思いました。上記以外の者というフォントをちょっと大きくしたほうがいいのかなと思います。すみません、細かいことでした。

特別支援教育課長 はい。ありがとうございました。

教育長 たぶん2番の(2)は、これも議論した話がありますね。

次長 方針の文言ですね。

教育長 本当にこの見込みというのが、ここだけに掛かるのかどうかという。

委員長 一般の高校入試には、ここにも見込みというのは出ていますね。

教育長 2番の(2)ですね。見込みというところの、後半にしか掛からないように見えますので、それと表現を検討することと、それから今、委員長さんがおっしゃった上記以外の者のポイントを大きくすることと、それから、やはり委員がおっしゃった仮執務室が何か私も気になっていてね。例えば、その時だけでも琴浦町役場にお問い合わせとか、現地の学校所在地で学校ができないから、役場のほうにするとか、町内の公的機関にお問い合わせしてというようなことを考えないとね。

特別支援教育課長 また、その具体はちょっと検討させていただきたいと思います。

教育長 それで、私のほうからは、1ページの3番の(1)で、この7月から8月の開催予定であるこれに、必ず参加をすることという。例えば、8月以降、9月になって、いろいろ考えてみたけど、やっぱり私はこの琴の浦を志願しようとなった方はどうするのですか。

特別支援教育課長 通常の特別支援学校においても、本当にこの方が有資格かどうかということを見るために、体験入学という期間を設けて、必ずその時期にお出でいただいて、学校の説明をするとともに、そのお子さんの実態を把握するようにしているんです。ですから、こういったこの時期に、やはり志願者対象の相談会というのは、させてもらう必要があるかなと考えているところです。

教育長 うん。そうなんだけど、必ず参加をすることになった場合、8月以降、9月になってから、やっぱりここに行きたいとなった場合に、相談会はないのですよね。それは、また別途、そういう機会があるのですか。

特別支援教育課長 そういった特別の事情があられる方については、また個別に対応しなくてはいけないこともあるかもしれませんが、基本として、こういった時期に相談会というのは実施しておく必要があるかなと考えております。

教育長 ただ、高校入試でも、7月、8月の段階は一応決まっていると言っても、まだグラグラしているとか、定まらないと思うんですね。子どもたちの判断力も、保護者も迷われると思うんですね。そのときに、必ずという条件付けをしてしまうということが、果たしてどうなのかなという。

特別支援教育課長 今、教育長さんがおっしゃっていることもよく分かるのですが、特別支援学校においては、本当に特別支援学校の対象者がどうかははっきりしないままに時期がずれていって、間に合わなかったというケースもなきにしもあらずで、本当にこの学校の対象でない方については、「この学校の対象ではないですよ」ということを、こういった相談会を通して早くに示してあげないと、次の進路に向かっていけないという実情もございますので、やはりこういった時期に相談会をしておくことは必要なことだと、このように考えております。

教育長 だから、それは志願者対象でも、志願者対象でなくても、一般的に参加をしてくださいということで、この実施要項の中に参加を義務付けるものではないのではないかな。いや、私もずっと議論していて、ふと思ったのだけど、相談会なんだよね。相談会という名称で実施要項に位置付けるというのは、どうなのかな。これが必ず要件だったら、相談会ではなくて、もうちょっと義務付ける言い方のほうがいいかもしれないし。ただ説明を聞いておいてください、ということだったら、この実施要項ではなくて広く一般の方も対象にした、そういうのに参加をしてください、という呼び掛けでいいのかな。で、これに参加しないと、出願できないのですか。

特別支援教育課長 有資格かどうか分かりませんので、そこで分からない段階で出願してもらっても困るわけで、有資格ということが分かった段階で、初めて向かって来てくださいよ、ということが言えるわけでしてね。そのことを、やはりこの志願者対象相談会できちんと見極めをすると。違う方については、この学校の対象ではございませんということをごきちんとお返しして、次の進路に向かっていただく。このような重要な意味を持つ会でございますので、この時期にやはり実施したいと考えているところでございます。

委員 これは何回ぐらい行うのですか、1回ですか。

特別支援教育課長 ケースによってはそれぞれあると思います。1回できちんと確定というか、有資格の方であると分かって、じゃあ、向かって来られるというのが決まる場合もありますし、何回かお出でいただいて、いろいろお話を聞いたりして、そこの判断をしていく場合もございませし、それぞれのケースによってそこは違います。

委員 お聴きしたかったのは、要するに、例えば8月10日です、1日だけですよというふうに告知されていたとして、その日にどうしても来られない方とかもある可能性ももちろんありますよね。そういう意味での、その何日間ですかという質問です。

特別支援教育課長 そういったところは、ある程度融通性は持たせないといけないのではないかなとは考えております。

教育長 これは何をもち確認するわけですか。何を使って確認するわけですか。

特別支援教育課長 これまでの、いわゆる学習の状況であるとかですね。例えば、その方が特別支援学校の中学部の方だったら、これは文句なしですし、それから知的障がい学級に入級されている方でしたら、それをもっていいのですけれども、特に通常学級におられる生徒さんの場合ですね。中学校の段階で、どのような学習をなさってきたのか。そのあたりは多分聴いていく内容かと思います。

委員 この相談会が出願の有資格者であるかどうかを判定する重要な位置付けになっているということは、この説明の3行だけでは分からないですよ。そして、たぶん3行目の相談会の日程等の詳細については別途、通知をします。そここのところでたぶん詳しい、こういう大事な相談会ですよ、ということが通知されるわけですよ。そうすると、別途通知するというのは、誰に別途通知するのですか、事前に申し込んだ人ですか。

特別支援教育課長 きちんと市町村の教育委員会等を通して、各学校に行くようにしていきます。

委員 では、個人宛てではなくて。

特別支援教育課長 個人ではございません。また、それからホームページであるとか、いろいろ、この会に至るまでも様々な相談会等は実施していきますので、そういった中でもこういった会を周知していくことをしていきたいと考えております。

委員 ひとつポイントは周知ということにあるのではないかと思いますので、2ページの表で見たときに、すでに特別支援学校とか特別支援学級に在籍している生徒に対しては、周知は確実にできると思うのです。それで、あるいは療育手帳を持っていらっしゃるということであれば、それもお分かりになるのではないかと思います。療育手帳を所持してない場合で、この学校のもしかしたら対象になるかなというお子さんに対する周知という部分を、どのように考えているかというところが、ひとつこの相談会との関わりの中で重要になってくるのではないかなと思います。

特別支援教育課長 このことについては、もうすでに昨年度からも保護者さん対象の説明会であるとかで話をしておりますし、校長会のほうでも話もさせていただいているので、だいたい理解いただいているかと思っております。

教育長 それはいいんですよ。だから理解していただいおくのもいいんですけども、実施要項という形で、こういうふうに文章としてなった場合、非常に許容性がないという感じが見えてくる。そこがもう少し弾力的な表現になったら、この議論にはならないと思います。たぶん、現場の方々とか保護者の方々とか学校関係者はもうすでに何回も説明会をやっていますから分かっていると思いますけれど、要項の中で、もう少しそこを柔らかく、幅広く表現できないかなというところがありますね。

特別支援教育課長 また、そのあたり、ちょっと工夫してみたいと思います。

教育長 それと、これも12ページの口頭による開示請求のウなんだけど、そこだけゴシックで下にアンダーラインを二重に引いたんだよね。全ページでここだけなんだな。何でここだけ強調したのか。

特別支援教育課長 ここはちょっと強く伝えたいという思いで、強調したというだけなのです。

けども。

教育長 何かすごい違和感があるね。

特別支援教育課長 異質であれば、ちょっと直したいとは思いますが。

教育長 かなり異質ですね。

委員 異質だね。気持ちは分かるけど、普通でいいのでは。

委員 アンダーラインまで引いてある。

特別支援教育課長 アンダーラインも付けないほうがよろしいですか。

教育長 普通でいいと思うけどね。何か意図があるの、ここ。

特別支援教育課長 ちょっと強調したいなど。

教育長 いや、強調する必要はないと思うよ。そんな、要項だから皆さん、同じ判断されると思うし。

特別支援教育課長 分かりました。

教育長 今いただいたご指摘を踏まえて、基本的な部分は変わらないと思いますので、文言を修正したりしていきたいと思います。

委員長 はい。お願いします。

委員 すみません。私も1個だけ、しつこいようですが、手続きに関係ないと思うんですけど、琴の浦のこの学校ができるまでに、いろいろと県で1つにするのか2つにするのか、あるいはどこに作るのだろうという問題がありましたよね。いろいろと検討して、最終的に中部の赤碓高校ということになったわけで。その背景に、やっぱり県で一つでは通学が大変だよねということがありましたよね。私が言いたいのは、総合的に寄宿舍もいろいろお金をたくさん掛けて作る、学校も作るということで、有意義に子どもたちが納得できるような体制というか、学校に通う体制を敷いていただきたい。そのためには、募集の範疇ではないかもしれませんが、地域性ということも考慮していただいて。私、よく分からないのは、寄宿舍なんかは結構満杯なんですか、すいているんですか、この予想として。

特別支援教育課長 予想としては、45の中で収まると。

委員 収まる。それならいいですけどね。もしその辺のところが足らなくなったとか、そういうこともあった場合には、十分に配慮をしていただいて、きっとそういうことがいるのではないかなと思うので、過去の経緯を踏まえると、その辺も大事なポイントではないかと感じたので、ぜひ配慮をお願いしたいというふうに思います。

教育長 遠隔地から通う子どもたちへの配慮ですね。

委員 そうですね。そういうことですね。お願いいたします。

委員長 他にはどうでしょうか。ご質問等はないでしょうか。はい。それでは、報告事項イは、これで終わります。

続いて、報告事項ウを説明してください。

[公開]

報告事項ウ 県立高等学校における平成25年度使用教科書の選定方針及び採択について

参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 はい。高等学校課でございます。県立高等学校及び県立特別支援学校の高等部における平成 25 年度使用教科書の選定方針及び採択についてでございます。1 番選定方針、2 番採択という形で載せておりますけれども、2 ページの資料に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 6 号の教科書採択の仕組みに基づいて実施をしております。

これに基づきまして、1 ページの 1 番選定方針でございます。(1) の留意点ですけれども、ここに書いておりますアからキは昨年度と同じものでございます。なお、基にしておりますのは、平成 21 年に文部科学省に告示をされました高等学校教科用図書検定基準を基に、アからキまでを本県としての選定基準ということを設けております。

(2) 選定にあたっては当然のことながら、公正確保に努め、適正を期するために、ア、教科書編集趣意書、そしてイ、東・中・西の 3 地区 5 会場で開かれます教科書展示会、これを有効に活用して、各高等学校及び特別支援学校が、各学校の教育課程に基づいて教科書を選定し、採択希望をすることとしております。

2 番採択については、その採択希望に基づいて、県教育委員会が採択を行うこととしております。簡単でございますけれども、以上でございます。

委員長 いかがでしょうか。何かご質問がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、続いて報告事項工を説明してください。

[公開]

報告事項工 学校支援ボランティア事業の実施状況について

家庭・地域教育課長 説明

家庭・地域教育課長 家庭・地域教育課でございます。学校支援ボランティア事業の実施状況についてご説明申し上げます。この事業は、学校と地域住民とが連携・共同しながら、地域全体の子どもたちを育てる環境づくりですとか、子どもたちの学習習慣の定着というのを目指して進めている事業でございます。地域や学校にコーディネーターを置きまして、そのコーディネーターが学校の求めに応じて、学校と地域住民等によるボランティアとの連絡調整を行いまして、そのボランティアが学校支援ですとか、部活動支援、環境整備、安全パトロールなどの活動を行うものでございます。

今までの実施状況について、2 番目でございますけれども、(1) 昨年度の実績でございますが、上の括弧のもう一つ下、学校支援地域本部事業のほうを見ていただきたいと思うのですが、その事業自体は、国庫事業としまして、平成 20 年度から行っているものでございまして、担当としましては家庭・地域教育課が所管しております。そちらのほうで 23 年度の実績としましては、6 市町、小学校 18、中学校 8、ボランティア登録数は全部で 867 名というような形で事業を実施しております。そして、この国庫事業につきましては、国 3 分の 1、県 3 分の 1、市町村 3 分の 1 という補助事業になっております。

この事業を全県で進めようということで、昨年度から、その上を見ていただきますと、県単独の事業といたしまして、こちらのほうは小中学校課が所管しておりますが、下学年の学習生活支援を必須条件としまして、給食指導なども行う給食費なども補助対象としておりまして、そのような形で枠を広げながら、昨年度8市町1学校組合、ボランティア登録数3,115名ということによって事業を実施してまいりました。

(2)といたしまして、平成24年度、本年度の事業予定でございますけれども、小中学校課の県単独事業につきましては、新規で鳥取市、大山町が取り組まれる予定でございますし、国庫事業のほう、家庭・地域教育担当としましては、日野町が新たに取り組まれる予定となっております。合計といたしましては14市町1学校組合で実施を予定しております。

開いていただきまして、その個別の学校の取り組み、24年度予定といたしまして、記載をさせていただいております。下線を引いております学校が新規で取り組みを予定をされております。

その裏面でございますが、裏を見ていただきますと、これが23年度学校支援ボランティア、これは実績、実施された学校ということでございます。

昨年度、今回、配布させていただいております学校支援ボランティア実践事例集、ピンクの冊子なんですけれども、ピンクの冊子を出させていただきました。実践事例として、各学校の取り組みなどを記載して、ボランティアですとか、学校、地域でのその事業実施の促進に向けて有効活用していただければと思っております。

それから、その関係者、学校担当者ですとか、コーディネーター、教育委員会の方、市町村などを集めてのこの学校支援ボランティアの研修会というものを昨年度から実施しておりまして、今年も年2回程度、実施する予定でございます。

また、昨年度は、このピンクの冊子の70ページとか65ページ以降ぐらいを見ていただきますと、日本海新聞に連載をさせていただきまして、それぞれの学校の取り組みということで載っています。住民の皆さんにも周知をさせていただいたところでございます。以上でございます。

委員 ちょっと、いいですか。コーディネーターはだいたい全県で何人ぐらいいるのですか。

家庭・地域教育課長 国の事業としましては、各市町村で1名以上ということになっておりますし、県単独のほうでは、その学校ごとに1名ということです。

委員 トータル的には分りませんか、人数。

家庭・地域教育課長 全部の人数ですか。

委員 というのは、1回、スクールミーティングでコーディネーターとお話しさせていただきましたよね。非常にしっかりしていて、存在は大切だと感じたんですね、コーディネーターの方が、というのがあったので。これはやっぱり地域によっては、あるいは学校によってはコーディネーターを置かれてるところもあるけど、そうではないところもあるわけですね。全部に置かれているんですか。

小中学校課長 ちょっと失礼します。コーディネーターについては、23年度の学校支援ボランティア事業については必須ということをお願いしております。地域の方がいらっしゃらない場合には、教頭先生が。

委員 なるほど。

小中学校課長 その間に探してくださいと。公民館の主事さんでありますとか、相談をかけて、主事さんが役職的にやってくださっているところもあると思いますし、見つけていただいて、その中核になる方を1名はつくってくださいということで必須にしております。

委員 なるほど。ということは学校単位ということですね。

小中学校課長 学校単位で、はい。

家庭・地域教育課長 国庫事業のほうにつきましても、市町村でも置いてられますけれども、各学校のほうにコーディネーターを置かれて実施しているというところですよ。

委員 分りました。

委員長 今、実践事例集を見させてもらいました。自分で整理すればいいのですが、国の事業と県単独事業の、どちらも学校支援のボランティア事業だと思うのですが、違いというのはどういふところなんでしょう。

家庭・地域教育課長 国の国庫事業のほうでは、市町村でまず協議会みたいなものを設けなければならないというような、そういう規定がございます。そのあたりは市町村で利用すると、ちょっとそこはまず仕組みを設けなければならないということで会議を、そのあたりはハードルが高いというようなのもございました。単県のほうにつきましては、そのような取り決めはございません。学校のところでコーディネーターを置いて、それでボランティアとの連携をしてやっていくということでございます。

委員長 予算的なものはどうですか。どちらのほうか。国の事業のほうは市町村は3分の1出さなくてはいけないんですよ。

家庭・地域教育課長 そうです。上限なしで、国3分の1、県3分の1、市町村3分の1というのが事業です。単県のほうにつきましては、それぞれ大規模校、小規模校あたりで上限枠がありまして、それ以上でしたら市町村持ちということになります。ですので、そういう金銭的な違いはございます。あと個別でいきますと、そのコーディネーターさんに支払う謝金の問題ですとか、国の定めた基準とかがございますので、そのあたりの違いはございます。

委員長 教頭先生がコーディネーターされるときには、その謝金なんかもありませんし。この前の岸本小で発表会がありました。あの時は教頭先生がコーディネーターされて、なかなかいい活動を披露してもらったなと思ったのですけれども、どっちが取り組みやすいんですかね。

教育長 どちらも県が支援していますからね、金銭的にはね。ですから、比較的以前から取り組んでいらっしゃるところが、昨年度から始めた県の事業のほうに乗り換えられるかと思ったんですけれどね。だけどそのままいらっしゃっていますので、そんなにうちもね、こちらが良くて、乗り換えてくださいではなくて、今あることで、ボランティアが広がればいいわけですから。制度が併存していけばいいかと。

委員長 県の事業は何年間という枠があるんですか。

教育長 今のところ期間を何年間設定ということは設けていないんですよ。

委員長 いないんですか。国のほうはどうですか。

家庭・地域教育課長 特にはないです。

委員長 ああ、そうですか。希望すればずっと支援、予算的な措置もいただけるということで

すね。

教育長 そうですね。国の関係、制度がなくなる限りは。県のほうも去年取り組んだときに市町村のほうからは、県が立ち上げて2～3年ぐらいしたらパッと止めてしまって、その後、支援がなくなるのではないかとこのことを心配されてましたけども、それはないというふうには思っています。

委員長 こういったボランティアを活用していただいて、本当は先生方の教科指導のほうに、先生方が時間を確保できるような体制づくりをという、質の問題ですよ。ということを今年度も一層、その辺をお願いしていくという。

教育長 ですから少人数学級を入れたことと、昨年からはじめたこの学校支援のボランティアがかみ合えば、余計にユニークな取り組みができるかなと思いますね。

委員 ちょっと聴いていいですか。この表と、新聞に載っているのは全然一致しないですよ。新聞にずっと掲載されているのは学校名が載っているんですけど、この表にはないんです。

教育長 例えばどこですか。

委員 はい。実施一覧。

家庭・地域教育課長 新聞記事の関係ですか。

委員 新聞記事には、いろいろ若桜とか載っているんですけど、これとはまた実施が違うのですか、実施形態が。

家庭・地域教育課長 この事業は実際にしておられない、補助金を使ってしておられないということで、市町村単独でしておられるとか、そういう形ではあるものですから、一応新聞のほうでは全部の市町村さんの取り組みというのを。

委員 分かりました。すみません。

小中学校課長 ボランティアはこの事業以外にも、市町村単独やそれぞれの工夫で入ってくださってまして、そこに上手に、この事業を便乗させていただいたらいいです、ということで。

委員 じゃあ申請してない町とかは。

教育長 やっていないんじゃないかと、やってらっしゃるんです。ただ、今のこの若桜町は、この地域で育む学校支援ボランティアの形じゃないんだけど、独自でやっておられる部分が、その看板のもとで今日の新聞記事になっていますよね。

委員 はい。分かりました。

委員長 あとよろしいでしょうか。はい。では、次にいかせていただきます。

続いて報告事項を説明してください。

[公開]

報告事項 鳥取民藝美術館の国登録有形文化財・新規登録について
文化財課長 説明

文化財課長 はい。報告事項、鳥取民藝美術館の国登録有形文化財・新規登録について報告させていただきます。1ページをお願いします。4月20日の国の文化審議会のほうで、国登録有

形文化財としまして、その「記」以下にあります鳥取民藝美術館の登録の答申が出されました。この登録文化財制度ですけれども、2ページの下にちょっと詳しく書いてありますが、基本的に指定とはちょっと違って、文化財を活用しながら保護を図るという、活用のほうに重きを置いた制度になっていまして、指定よりも規制は緩やかだと。例えば、外観を変えなければ内装の改装は自由だというようなことで取り組んでいる制度でございます。その登録に今回、民藝美術館が指定をされました。この登録文化財の基準として、築後50年以上経過したということがありまして、この民藝美術館のほうは「記」の建築年代にあります32年に1階部分が造られまして、36年に増築ということで2階部分を造っているのですが、それから50年経った今年の8月に申請して、このたび答申が得られたというものでございます。

この特徴としましては、5に書いておりますけれども、この民藝運動の一翼を担った吉田璋也自身が設計したもので、この登録基準の「造形の規範となるもの」というところに価値を認められたものでございます。詳しくは2ページの文化財の説明・特徴のところを書いてあります。

なお、関連行事でございますが、今、博物館で開催しています「柳宗悦展」の中にも、吉田璋也の関係が深いということで、パネル展示を4月21日からさせていただいておりますし、あと、この吉田璋也の功績ということで、東京国立近代美術館のほうでは6月3日に講演が予定されているところでございます。なお、この登録の答申を受けまして、登録されれば、登録は官報登載で登録になりますので、だいたい7月ぐらいの予定なのですが、されれば県内で155例目になります。内訳としましては3ページ、4ページにこの登録文化財の一覧を載せてあります。例えば1件で11棟あるとか、登録をしても棟数で数えますので非常に多く155ありますけれども、内容としましてはここにあるとおりでございます。以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。はい。続いて、報告事項力を説明してください。

[公開]

報告事項力 平成23年度新体力テスト調査結果について
スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 はい。平成23年度新体力テストの調査結果がまとまりましたので、報告させていただきます。では、追加で1枚ものの資料を配らせていただきますけれども、1ページに、調査対象及び人数を書いてありますが、すべての公立の小学校・中学校、それから県立高等学校、全生徒で実施はしておりますけれども、体力テストの集計については、10%の抽出で集計をさせていただきます。調査項目としましては、年齢からはじまりまして、児童生徒の属性に関する項目として10項目、1日のパソコン・携帯電話の利用時間まで10項目を項目として調査しております。

実際のテストの項目としましては、1の握力から8のソフトボール投げ、ハンドボール投げという8項目について、実際の調査をしております。調査期間につきましては、今年の5月から7月ということで、3カ月間を設定しております。

実際の調査結果の概要ですけれども、3ページ、4ページ、5ページに具体の主だった項目に

ついてまとめておりますし、追加で参考資料ということで1枚もの、裏表になっておりますけれども、配らせていただいております。

まず概要につきましてはすけれども、別紙1の関連、3ページの関係ですけれども、これにつきましては県の調査結果につきましては23年度、国の調査結果がまとまっておりませんので、22年度と比較をさせてもらってます。

テストの合計点につきましては、男子で言えば小学校6年、中学校2～3年、それから女子で言えば中学校2～3年と高校1年で、全国平均よりも下回っているという状況でございます。先ほど言いましたように、男女を合わせて6学年で全国平均を下回っていますけど、一昨年の状況で言いますと、1学年だったのがちょっと全国平均を下回る学年が増えたかなと。

追加で配らせていただきました1枚ものの2ページ目を参考までに。一昨年度、平成22年度の県の結果と全国の22年度の結果を比較したものを、同様の形で1枚ものでまとめていますけども、22年度同士の比較でいっても、男女合わせて6学年、黄色で色塗りをしているところが全国平均よりもちょっと下回っているということでございます。

スポーツ健康教育課長 それから鳥取県の課題として、まずボール投げについて、男女とも全国平均を下回る学年が多いかなという状況が見てとれます。それから、長座体前屈につきましては、昨年よりも全国平均を下回る学年が多くなっている傾向がありますし、シャトルラン、反復横とびについては昨年同様、全国平均を鳥取県の子どもたちはちょっと上回っているかなというのが、別紙1の関連で見るとれるかと思えます。

それから4ページの別紙2の関連につきましては、小中学生は昨年よりも全国平均が有意に下回る種目が比較的多くて、男子にその傾向が特に見えるかなと。三角で記しているのが、全国平均よりも有意に下回っていると。丸については、鳥取県の子どもたちのほうが有意に上回っているという見方をしていただければと思います。高校生につきましては、多くの種目で全国平均を上回っている傾向が見てとれるかと思えます。

それから5ページに付けております別紙3の関連でいきますと、これは5カ年の平均値でグラフ化したものでございます。課題でありますボール投げとか50m走については、一時期よりも若干グラフが上向き加減かなということで、改善の兆しが見られるかなと思っています。

それから、運動習慣と体力テストの関連では、運動頻度や運動時間が多い子は体力が高い、当たり前かもしれませんが、そういった傾向が見れるかなと思っています。

追加で配りました参考資料の1ページ目、ちょっと細かくて見にくいですがけれども、平成22年度と23年度の県レベルの比較をした表でございます。合計点の比較では、男女とも3分の2の学年が昨年度の合計点を下回っている。各種目の比較を、ちょっと細かいですが、男女ともすべての種目で付けておりますが、男子では50%、女子では45.8%が約半々という結果になっています。昨年度の記録を上回っている結果になっております。

もう一つは各種目の比較ですけれども、特に小学生男女とも、6割、7割、約7割弱で、22年度の記録を下回っておりますけれども、中高生では男女とも6割以上が昨年度の記録を上回っていると。それから小学生は、昨年度の記録を下回っているけれども、中高になれば昨年度より伸びているというような傾向が出ております。あと全体的にはシャトルランは22年度の記録を上回

っている学年が多くありましたが、長座体前屈であるとか、立ち幅とび、ボール投げについては、全体的に昨年度の記録を下回っていることが多く見られたという状況でございます。以上でございます。

委員長 質問、よろしいですか。

スポーツ健康教育課長 はい。

委員長 この今の平成 22 年度と平成 23 年度の比較というのは、全数調査されたんですか。22 年度の平均とられて、全員を拾い出してされたんですか。

スポーツ健康教育課長 調査結果としてまとめているのは抽出の 10%ですので、10%同士の比較です。

委員長 10%同士の比較。それから、この平均を出されるのも抽出率 10%というのは、これは有効なんですか、10%の抽出というのは、標本としては。

スポーツ健康教育課長 標本としては有効だと。

委員長 10%で、1割で。

教育長 これ、10%にしたという根拠は何ですか。

スポーツ健康教育課長 これは、過去もそういった考え方でやっているようでして、特に議論はしてないのですけれども。全学年、全生徒をするわけですけれども、それをすべて集計する労力的なこと含めて 10%を抽出する。だから毎年、出席番号の下 1桁が 1番とか 2番とか 3番とかという格好で、出席番号で各学校で抽出してもらっているようです。

委員長 それで 10%で有効なのかということなんです。

委員 これは統計学だから。

委員長 統計学ですね。結局、いいということで今までもしてあったんでしょうが、鳥取県のような子どもの数が少ないところなんか全数しても、それほど時間がかからないのではないかと思ったりしましたから。

教育長 予算とってでもやってもいいと思いますけどね、全数調査。というのは、今度の 3月 26日でしたっけ、知事との協約の中で、子どもたちの体力を親の世代まで上げていくというのがありますよね。これまでの報告でしたら、昨年 23年度の、その年度の県の結果に対して、1年前の国比較をしていたんですけれども、今回は 22年の国と県、それから 23年の県と県、という形で資料を出してみますと、こちらで見るように、小学校 4年生とか 6年生とか、かなり下がっていますよね。そうした場合には、その協約にもあるのですけれども、どうやって高めていくのかという手段とか、また、それを具体的にデータを拾おうとしたときに、10%で議論するんじゃなくて、やはり全数調査をして、正確な実態をつかんだ上で取り組んでいくということも大事じゃないかなと思います。

委員長 それで、学年ですと全国のレベル、小学校 6年生。小 3もですかね、小 3、小 6、中 3ですか。

教育長 小 6と中 3です。

委員長 そうですね。それについて、やはり体力との相関関係というものもありますから、やはりそこは全数でね。ちょっと、できるといいですね。

スポーツ健康教育課長 統計学的には10%の抽出で全く問題はないかと思います。

委員 なぜ低いのでしょうか。

委員 僕も思うのですが、だいたい長座体前屈がダメとか、ウエイト占めるのですよね。これをどう読んだらいいのかというのが、全体の傾向としては体力が落ちているということに対しては、生活態度の問題であるとかということを取り組める部分があるでしょうし、この1個、1個の、例えばシャトルランは得意だけど、ボール投げが不得意だと。じゃあ、ボール投げを練習しましょうか、という話でもないと思うので、それをどう組んだらいいかということは、ぜひこのスポーツ審議会あたりでもご議論いただいて、どう読みましょうかという話で、専門家のお立場でお聴きできたらなと思うんですけど。

委員長 小学校なんかの長休憩とか、部活はないですけどよく動いてますよね、歩いていますよね。これは体力に通じると思うのですが、中学校はやっぱり運動部に入っている子よりは運動量が少なくなる傾向もあると思いますね、高校もそうでしょうけど。

委員 結果はよく分かったんです、今おっしゃるように。じゃあ、今後どうしていくのだろうというのは、全くね。何か傾向的には、例えば学力じゃないけど、少人数は随分とレベルが高いけど、あとは低い人が多いとか、平均して低いのか、そういうことも踏まえながら、じゃあどうやっていけばいいのだろうということを考えないといけない。

教育長 1ページの調査期間で、12月から2月の検討委員会とあるのですよね。ここで、どんなことを議論したのですか。

スポーツ健康教育課長 先ほどご提案があった、例えば今、お配りします冊子の54ページ以降に、「児童生徒の体力向上に向けて」と。今回の調査結果を踏まえて、検討委員会のほうからの提言ということでまとめたような項目を、提言をいただいています。そういったものを、この結果を各学校現場に返していくことによって、学校生活というか、児童生徒の生活指導の中で生かしていくんだというふうに考えております。

併せまして、本年度からスタートしますスポーツ審議会等でご議論いただきながら、全体としての検討を進めていきたいと思っています。

委員長 そうですね。

教育長 これをどう浸透させていくかですよね。抜本的に何が原因になるかという、抜本原因、根本原因というのが。

委員 そうなんですよね。書いてあることに全然異論はないし、なるほどなと思って見るんだけど、そういうことなんだなと思います。

委員長 そうですよ。小学生が集団登下校で雨でも風でも雪でも歩いて通いますよね。これ、すごい距離が長い子もおりますよ、ランドセルも重たいのに。あれでも結構体力は付くと思っっているのですが、中高校生になると、玄関先まで送り迎えの子どもがだんだん増えて来ますよね。あれ、ちょっと対策をすれば、ちょっとは違って来るとは思いますよね。自転車でも、歩いてでもね。

委員 親世代の平均値に近づけるんですね、目標としては。我々よりは足が長いのにね、今の子どもは。足が速そうな気がするのに。こう見たら、体力も前のほうがいいんだね。

委員長 次に行かせてもらっていいでしょうか。
それでは、最後になりました。報告事項キを説明してください。

[公開]

報告事項キ 学校給食における県内産食材の使用状況及び取組について
スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 はい。学校給食における県内産の食材の使用状況について報告させていただきます。まず最初に、県内産の食材の使用率の推移を表にしております。平成 23 年度 66% ということで、知事のマニフェスト等で提示されてます目標の 60% については、一昨年、平成 22 年度にクリアしたということで、かなり上がっております。その主な取組としまして、書いておりますけれども、各市町村に応じた取り組みを積極的に実施していただいております。JA でありますとか、地元の生産者と連携を強化した個別の献立作りでありますとか、計画的な栽培品目の増加等を努めていただいております。昨年度特に、2 番としまして、23 年度主な取組としまして、一番効果が大きかったと思っておりますのが、一番最初に書いております学校給食の県内食材活用促進コーディネーターというのを、平成 22 年度、23 年度、緊急雇用の関係で、県の学校給食会のほうに 1 名、コーディネーターを配置していただきました。その方が、食材の使用率の低い市町村に個別に働き掛けたり、具体的に学校給食会で取り扱う県産の食材を増やしていくとか、いろんな活動をしていただいたのが、効果が大きかったかなと思っております。

今後としましては、引き続き市町村と連携して取り組んでいくのですけれども、特に平成 23 年、「鳥取県産業振興条例」が制定されまして、地産地消にあわせて県産品の利用を促進していくということで、一番下に書いておりますけれども、従来の県産材の食材に加えまして、ちょっと色が網掛けが分かりにくいですが、県外の区分になりますけれども、加工者は県内、県外の材料を県内で加工した場合につきまして、県産品としてのカウントをしていくということが、平成 24 年度から取り組みとしてやっていくことになっています。

2 ページ、3 ページに具体的な 23 年度の各市町村、あるいは使用 44 品目の利用状況について挙げております。2 ページが各市町村ごとですけれども、鳥取市が全体として 60% クリアしていませんでした。23 年度につきましては 60% クリアしたということで、トータルで見ますと、全市町村とも 60% をクリアした状況が 23 年度は達成できたと思っております。

4 ページに付けておりますのが、先ほど言いましたように、24 年度から県産品という概念が県内での加工品も県産品として扱うということで、原材料は国内なのか、県内なのか、外国かということに分けて、調査表を変更しようということで参考までに付けております。以上でございます。

教育長 資料 3 は何ですか、これは。資料 3 は調査表ですね。

スポーツ健康教育課長 先ほど言いましたように、これは 24 年度の様式を変更したものを参考までに付けています。資料 3 ですね、数字が入っていない。

教育長 その 1 ページの 2 番の下から 2 つ目の丸ですけれども、「県産品」を項目に加えた生

産地別使用状況調査（2月試行）を実施した、ということですが、その結果については何か分かっていることはありますか。

スポーツ健康教育課長 ちょっと資料としてはお配りしていませんので、資料1ページの2番に挙げております下から2つ目の丸ですね。24年度からの本格施行に向けまして、2月に試行した結果としましては、県産品、県内の加工品につきまして、トータルで全県下で約2%。ですから、原材料としては県外、国外、外国産も含めて、原材料は県外であるけれども、県内で加工された食品としましては、2%が2月、2週間ほどの調査ですけれども、県の給食材料として使われているという結果が出ています。

教育長 その2%という数字は、どういうふうに評価していますか。

スポーツ健康教育課長 今回の条例が4月に施行されるわけですけれども、そういった県産品としての扱いが広がるということ言えば、今後はもうちょっと伸びていくかなというふうには思っています。

委員 今、給食の安全だとか安心だとかいう部分と、食育という部分で、非常に鳥取県らしさというのを出す上で、重要なことではないかなと思うんですけど、これは他の都道府県なんかと比べたときに、60%とか66%という数字は、どうなのでしょう。もう少し頑張れるものなのかどうかというのは、お分かりになりますか。

スポーツ健康教育課長 この調査自体が、全国の調査の仕方と、文科省の調査と全く違っておりました、この44品目についても鳥取県独自の項目のようでして、なかなか比較ができづらいというか、60%が高いか低いかという判断がしにくいと思っています。今回、鳥取県の場合は主食と言いますか、パンであるとか米とか、牛乳なんかがこの調査には入ってませんので、トータルで見るとかなり頑張っているほうだとは個人的には思いますけれども、ちょっとその辺の、全体的な評価というのは。

委員 もし、十分な比較にはならないかもしれないですが、主だった要素で比較とかができるのであれば、それは見せていただけたら。あまりお手間でなければ。

スポーツ健康教育課長 国レベルで全国共通の別の視点での調査がありますので、ちょっと次回でも。

委員 はい。これ、米とか麦とか牛乳を除いているのは何でなんですか。

スポーツ健康教育課長 県内産が当然だということで、それを重量としてとらえると、遥かに60を超えるという意味で外してあるというふうに。

委員 逆に言うと、米・麦・牛乳は100%県内産ということで。

スポーツ健康教育課長 そうですね。

委員 麦もですか。

スポーツ健康教育課長 すみません、お米です。

委員 でも、その辺も魅力の一つになる、価値の一つだと思うので、うまくアピールされてもいいのではないのでしょうか。

委員 パンにお米を使う、お米の粉を使うことが増えていきますけど、そういうのは何かどんどん増えて来たとかありますか。

スポーツ健康教育課長 そこまでは把握しておりません。

次長 鳥取市なんかは、すべて米粉が入っています。

委員 そうですか、すべてですか。

次長 徐々には増えていると思いますが、ちょっとまだ西部のほうがなかなかうまくいっていないようです。

委員 語弊があったら失礼だけど、今の話ではないけど、給食に行かせていただいて、市や町によって随分味が違うような感じがしたのだけど。味の情報交換みたいなのは、ここは随分美味しいのと、予算的なものもあるのでしょうか、そういうことは努力によって賄えることなのではないかな。せっかく食べるのならという気がしたんですけど。

スポーツ健康教育課長 2ページに24年度の取組を挙げていますけれども、栄養職員の意見交換でありますとか、調理員の講習会等もありますので、その辺をちょっと検討してみたいと思います。

委員長 よろしいでしょうか。はい。以上で議事は終了しましたが、各委員さんから何かございましたら、ご発言をお願いします。特によろしいですか。はい。

それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会します。次回は6月5日に開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

では、以上で本日の日程を終了いたします。どうもお疲れ様でした。

(11時55分閉会)